現 場 説 明 書 追 加 事 項

工事名　市道宍甘１号線ほか道路改良工事（８－１）

<table>
<tr><th>工　種</th><th>種　別</th><th>説　明　事　項</th></tr>
<tr><td></td><td>技術者の適正配置</td><td>１．請負代金額 4,500万円以上の工事については、主任技術者又は監理技術者は専任とする。ただし、当初契約時における「請負代金額」は「許容価格」と読み替えて適用する。

２．専任となる期間は、工事着手日から工事検査日までとし、修補等の指示を受けた場合は修補完了日までとする。
　なお、この期間における技術者の変更は基本的に認めない。ただし、病気・退職等やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない。この場合、変更となる事由を書面にて本市に申し出、承認を得ること。</td></tr>
<tr><td></td><td>施工時間帯</td><td>１．本工事の施工時間帯は昼間施工（8:00～17:00）で考えているが、関係機関との協議により、これにより難い場合は監督員と協議すること。</td></tr>
<tr><td></td><td>建設副産物</td><td>本工事から発生する建設発生土については、原則、現場内で利用することとし、搬出する場合においは以下のとおり指定するものとするが、工事間利用調整の状況によっては、設計変更の対象とする。なお、現場において予定していた土質及び土量等に変更があった場合は、速やかに監督員と協議すること。
<table>
<tr><th>種　別</th><th>搬出先住所</th><th>搬出先名称</th><th>片道運搬距離</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>第２種建設発生土</td><td>岡山市東区竹原2309-1</td><td>早坂建設㈲</td><td>L=5.5km</td><td></td></tr>
<tr><td>第４種建設発生土</td><td>岡山市東区竹原2309-1</td><td>早坂建設㈲</td><td>L=5.5km</td><td></td></tr>
</table>
１．受入条件については、下記のとおりとする。
１）受入時間帯は、平日の8:00～17:00を予定している。
２）土砂は、異物が混入していない建設発生土とする。

２．　建設発生土の処理については、施工計画書に基づき適正に処理すること。施工計画書に記している処理方法と異なる処理を行った場合は、契約違反となるので注意すること。施工計画書と異なる処理方法を行う場合は、事前に監督員と協議を行うこと。</td></tr>
</table>

20260101

<table>
<tr><th>工　種</th><th>種　別</th><th>説　明　事　項</th></tr>
<tr><td>一般事項</td><td>建設副産物</td><td>
本工事から発生する特定建設資材廃棄物（ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、建設発生木材）及び産業廃棄物は、下記の再資源化施設に搬入するものとし、その再資源化等費（処分費。なお、岡山県内で処理する場合には産業廃棄物処理税相当額、又は、産業廃棄物の処理に係る税の条例が施行されている他の県で処理する場合には各県の産業廃棄物の処理に係る税相当額を含む。）については、見積単価を採用している。なお、運搬に先だち受入条件等を確認し、監督員に報告するものとする。
また、下記再資源化施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によらない事項についてはこの限りではない。

特定建設資材廃棄物（建設リサイクル法）
<table>
<tr><th>種　別</th><th>処理場所</th><th>処理施設名</th><th>片道運搬距離</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>ｺﾝｸﾘｰﾄ塊（無筋）</td><td>岡山市南区飽浦地内</td><td>㈱南備</td><td>L=15.4km</td><td></td></tr>
<tr><td>ｺﾝｸﾘｰﾄ塊（二次製品）</td><td>岡山市北区下足守地内</td><td>ｼｰ･ｼｰ･ｴｽ岡山㈱</td><td>L=21.7km</td><td></td></tr>
<tr><td>ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊</td><td>岡山市東区一日市地内</td><td>㈱誠実興業</td><td>L=10.3km</td><td></td></tr>
</table>
１．受入条件については、下記のとおりとする。
１）受入時間帯は、平日の8:00～17:00を予定している。
２）ゴミ等を混入させないこと。
３）As殻については路盤材及び土砂の混入がない様努めるものとする。

２．特定建設資材廃棄物の処理については、契約締結時に契約書別紙に記載した施設以外の施設に持ち込みを行う場合は、契約違反となるので注意すること。契約書別紙に記載した施設以外の施設に持ち込みを行う場合は、事前に監督員と協議を行うこと。

産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）
<table>
<tr><th>種　別</th><th>処理場所</th><th>処理施設名</th><th>片道運搬距離</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>廃プラスチック</td><td>岡山県倉敷市水島川崎通</td><td>岡山県環境保全事業団水島埋立処分場</td><td>L=46.0km</td><td></td></tr>
</table>
１．受入条件については、下記のとおりとする。
１）受入時間帯は、平日の8:00～17:00を予定している。
２）ゴミ等を混入させないこと。
</td></tr>
</table>

工　種	種　別	説　明　事　項
一般事項	変更後請負代金額の算出	１．請負代金額に変更があった場合の変更後請負代金額の算出は、次の式による。 変更後請負代金額 ＝（変更後設計金額(税抜)×（当初請負代金額(税込)／当初設計金額(税込)）×（1＋消費税率） 上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
	隣接工事	本工事は、水道管埋設工事、ガス管移設工事、支障電気設備移設工事と隣接するので、施工時の交通処理に当たっては、相互の連絡調整等を密にし円滑な交通処理に努めること。 なお、本工事の完成時期が遅れるとこれら隣接工事の工程に大きな影響を及ぼすため、工程調整を密に行い、遅滞なく本工事を進めること。
	交通規制	本工事において、極力交通規制が伴わない工法又は、交通規制の期間が短縮される方法について検討し監督員に提出すること。 だだし、現道との取合い部の施工に関しては、交通量も多く、道路幅員にも余裕が無いため、交通規制の状況によっては夜間施工とする可能性もある。施工計画をもって監督員と協議して決定すること。
	ICT活用工事	１ 本工事は、ICT活用工事(施工者希望型）の対象工事であり、「岡山市ICT活用工事試行要領」及び別添の「ICT活用工事特記仕様書」に基づき監督員と協議すること。 ２ 受注者は、契約後にICT活用工事の実施を希望する場合は、施工計画書の提出前に、発注者と協議するものとする。 なお、ICT活用工事の実施を希望しない場合は、その旨を発注者に工事打合せ簿にて報告し、従来の基準等に基づき施工するものとする。 ３　ICT活用工事の実施もしくは辞退に関わらず監督員が示す「ICT活用試行工事アンケート調査」を監督員に提出すること。 https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004323.html
	その他	１．工事の実施に当たっては、道路交通法第７７条の規定に基づく所轄警察署長の許可を事前に受け一般交通に対する支障を最小限にとどめるものとする。 ２．現道の交通処理については、万全を期するものとする。また、工事中一般交通等に支障を及ぼさないように安全確保に努めること。 ３．公安委員会や地元との協議等に伴う要望事項については、監督員に報告すること。 ４．工事期間中、沿道住民等の第三者により苦情、又は意見があった場合は丁寧に対応し直ちに監督員に報告するとともに適切な処置を講じなければならない。 ５．工事中の一般交通開放区間の路面状況については、常時点検を行い特に注意を払い、万一凹凸等が生じた時は速やかに監督員に連絡し、対策を講じるものとする。 ６．施工に際し、現道の路面を損傷あるいは汚損しないようにすること。尚、路面汚損防止対策が必要な場合は、監督員と協議すること。 ７．現地の状況により既設構造物施設等の取壊し、復旧及び移設等の必要が生じた場合は、監督員と協議すること。

工　種	種　別	説　明　事　項
一般事項	その他	８．残土等の搬出に際し、公道等の路面汚濁防止に努め、舗装等の補修が必要となった場合は、監督員と協議すること。 ９．本工事箇所は、とくに生活環境を保全する必要がある地域であるので施工に当たっては低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用するものとする。 10．本工事は、アスベストの事前調査が必要な工事である。 元請負業者は、事前調査及び撤去工事を以下の通り実施すること。 ・事前調査及び撤去については、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則により実施すること。 ・「建築物」の調査にあたっては、有資格者による調査を実施すること。 ・令和2年11月30日付け環境省通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について」にて示されている「建築物」及び「工作物」（報告の対象外工作物あり）の事前調査結果については、石綿含有建材の有無に関わらず、発注者へ書面で報告及び都道府県知事等へgBizID（法人・個人事業主向け認証システム）にて報告を行うこと。 ・工事着手前までに事前調査結果の掲示（様式Ａ３以上看板を設置）すること。 ・除去等作業の結果は、発注者へ書面で報告しなければならない。 11．本工事周辺箇所はアユモドキの保全範囲となっているため、排水時にはpHおよびSS（濃度）を調整管理し排水すること。なお、施工においては監督職員の指示に従うこと。

<table>
<tr><th>工　種</th><th>種　別</th><th>説　明　事　項</th></tr>
<tr><td>施工一般</td><td>一般事項</td><td>１．施工中の民地への通路は確保するものとし、形態等については別途監督職員と協議すること。

２．施工中の用水路の切廻し断水等については関係機関との協議を行い支障のないよう配慮すること。

３．用水路の埋戻し等は、監督員ならびに水利土木員や借地主との協議を行い支障のないよう配慮すること。（角落しや水閘等の農業施設についても同様）

４．本工事区間には、借地用地内での施工箇所も含まれており、借地主と良好な関係を保つよう施工には配慮すること。また本工事内にて借地用地を返却するための復旧を見込んでいるため、復旧にあたり借地主に確認しながら行い、監督職員と協議すること。</td></tr>
<tr><td>作業土工</td><td>床掘り</td><td>１．床掘り土質は、粘性土で見込んでいる。</td></tr>
<tr><td></td><td>埋戻し</td><td>１．本工事の埋戻し土は、発生土（仮置土）を流用するものとする。

２．埋戻し工として、下記のとおり見込んでいる。
<table><tr><th>項　目</th><th>備　考</th></tr><tr><td>流用土</td><td>仮置場</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>道路土工</td><td>掘削工</td><td>１．掘削土質は、砂質土および粘性土で見込んでいる。

２．仮置土撤去範囲については監督職員に範囲を確認しながら行うこと。
なお、仮置土撤去については３月末までに完了すること。</td></tr>
<tr><td></td><td>耕作地復旧工</td><td>１．耕作地の復旧にあたり、仮置きしている耕土を使用することとしているため復旧にあたり耕土について監督職員に確認すること。その際仮置きしてから時間が経過しており、復旧土として適さないと思われる場合は復旧土について変更対象ため協議すること。</td></tr>
<tr><td></td><td>盛土工</td><td>１．路床盛土材は流用土を見込んでおり、路床の施工に先立ち室内ＣＢＲ試験および締固め試験により設計ＣＢＲ、最適含水比、最大乾燥密度を確認のうえ、適切に締め固めること。なお盛土完了後に現場CBR試験を行い、設計CBRを確認すること。設計CBRは８％を見込んでおり、設計CBRが不足する場合は、監督職員と協議すること。
現場CBR試験費は、技術管理費に計上している。</td></tr>
</table>

工　種	種　別	説　明　事　項
地盤改良工	固結工	１．地盤改良工は、次のとおり見込んでいる。 １）工法　中層混合処理工法 ２）改良深　2.0～4.721m ３）改良量　1,214m3 ４）配合量　180kg/m3 事前に室内試験を行い、固結材配合量を決定すること。
	路床安定処理工	路床安定処理工として、下記のとおり見込んでいる。 改良厚　1.0mを超え2.0m以下 工　法　バックホウ混合 事前に室内試験を行い、固結材配合量を決定すること。 なお地盤改良は３月末までの完了を見込んでいる。

工　種	種　別	説　明　事　項
仮設工	一般事項	１別図「参考図（積算用参考図）」は、任意仮設として積算内容を示したものである。よって、工事目的物を完成させるための一切の手段については、受注者の責任において定めるものとする。 ２．仮設の施工に当たっては関係法令要綱、指針及び現地条件を勘案のうえ、一般交通・沿道物件並びに工事の安全を十分考慮して施工しなければならない。
	交通誘導警備員等	１．交通誘導警備員を下記の通り見込んでいる。 交通誘導警備員Ｂ（昼間交替要員無し）　285人（交付金） 交通誘導警備員Ｂ（昼間交替要員無し）　78人（補助金） 交通誘導警備員Ｂ（昼間交替要員無し）　10人（単独費） なお、配置場所等については、監督員と協議すること。
	水替工	１．水替工として下記のとおり見込んでいる。尚、現地の状況によりこれにより難い場合は監督員と協議すること。 排水ポンプ　口径50㎜　4台 排水方法　作業時排水
	その他	現地の状況により他の仮設の必要が生じた場合は、監督員と協議すること。
共通仮設費	技術管理費	１．現況舗装部の設計CBRを確認するため、現場CBR試験を計上している。舗装取壊し後、適切な時期に現場CBR試験を実施すること。設計CBRは８％を見込んでいる。なお、設計CBRが想定値に満たない場合は、地盤改良等の検討が必要なため監督職員と協議を行うこと。 完成図書データの提出 １．工事完了後、竣工図を作成し、以下の条件を満たした形で提出するものとする。 ・図面データはCAD形式（SFC形式）とすること。 ・図面データはPDFデータを併せて作成すること。 ・図面データは電子ファイルとして提出すること。 ２．工 事完了後、工事写真及び完了写真のデータを以下の条件を満たした形で提出すること。 ・写真帳のPDFデータを作成すること。 ・写真の元データはJPEG形式で作成すること。 ・写真の元データは工種ごとに分類し、適切にフォルダ分けすること。

工　種	種　別	説　明　事　項
共通仮設費	技術管理費	３．出来高管理 形管理図表 ・PDFデータとすること。 ・Excelデータ形式（作成ソフトが対応していない場合は不要） ４．使用承諾願 ・使用承諾願い様式をPDFにしたもの。 ・ExcelもしくはWordデータ ５．記録媒体 ・記録媒体は、ＤＶＤ－Ｒの使用を原則とするが、他の記録媒体による場合は監督員と協議すること。 ・記録媒体のフォーマット形式については監督員と協議すること。 ６．ウイルスチェック ・提出する記録ファイルについて、納品前に以下の通りウイルスチェックを行うこと。（格納された全てのファイルについて実施） ・市場性のある（シェアの高い）ソフトにより、かつ、最新のウイルスチェックデータに基づいて（チェック前に最新データを取り込んだ後）ウイルスチェックを行い、安全性を確実に確保すること。 ・ウイルスチェックしたソフト名及びその日付、ウイルスチェック者の氏名を別途記載し提出すること。
その他	支障物件	１．支障物件の撤去・移設については、関係機関には通知済みであるが施工時期等、監督員と協議すること。なお、工事内に支障物件を移設予定であるため移設時期等は要調整し、移設の際は協力すること。 ２．本工事区間内には水道管およびガス管が埋設されており、施工に当たっては各占用物件管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うとともに、施工に際しては、保安に必要な措置を講じて施工するものとする。なお、保安上必要な措置については、別途監督員と協議（指示）すること。
	占用物件	本工事区間に埋設されている占用物件の占用者と十分調整を行いながら施工すること。なお、試掘が必要な場合は、監督員と協議すること。
	建設発生土の工事間流用	建設発生土の工事間流用が実施され変更事項が生じた場合は、発注者の指示にしたがい設計変更の対象とする。但し、原則として後者発注工事で変更処理する。
	JR近接工事	本工事は、JR近接工事であるため、施工に際しては新幹線橋脚の計測を行うものとする。また、施工にあたり既設構造物への影響を及ぼさぬよう細心の注意を払いつつ、適切に施工を実施すること。
	ターゲット設置・撤去	計測管理計画に基づきターゲット位置を決定し、設置を行う。現場作業完了後にターゲットの撤去を行う。なお、ターゲット数は計測管理計画に基づき 20 箇所を想定している。
	計測（手動）	計測管理計画に基づき工事に伴い新幹線高架橋への影響を計測管理する。計測（手動）は、１日３回（施工前、施工中、施工後）とし、工事終了時の計測後当日の結果報告を行う。計測結果より、変動が確認される場合は監督員と協議すること。 計測は、プレキャストＬ型擁壁およびボックスカルバートの施工に伴う、床掘・地盤改良工を対象としている。